

私は、社会民主党・県民連合を代表して、県政全般にわたる諸課題について質問し、知事、教育委員長、警察本部長の御見解をお聞きします。

質問に先立ち、一言申し述べたいと思います。

一昨年の総選挙では、小選挙区で自民党は4割の得票率で8割の議席を占めました。

でも、投票率は59.3%です。よって、全有権者の25%弱の支持、比例代表では16%弱の支持でした。

昨年夏の参議院選挙においても、投票率52.6%であり、同じく選挙区では全有権者23%弱、比例代表は18%の支持でした。

それを踏まえれば、安倍政権はもっと謙虚に国民の声に耳を傾けるべきですが、国会での多数に驕り、先の臨時国会での特定秘密保護法の強行審議・採決に見られるように、国民世論を聞き入れず、問答無用の姿勢です。集団的自衛権の憲法解釈の変更、原発再稼働の動きなど安倍政権の政策と国民の声・要求には大きな「ねじれ」が生じています。

このように安倍政権の暴走を許しているのは、私共リベラル勢力や穏健保守派の力が弱まったことが一因と言えるでしょうが、「選挙で勝てば、何でもできる」という強権的なやり方は、人々に政治不信を残すことになるでしょう。

さて、アベノミクスは、大企業が儲ければその成果が国民にも滴り落ちてくるというトリクルダウン論に基づくものですが、この経済対策は、過去何回と実施され効果の上がらなかった例でも分かる通り、大企業が儲けても、内部留保にしたり、海外進出用の資金などにしただけで、中小企業や庶民まで金が行きわたりませんでした。そして、膨大な国の借金が残っただけでした。

「大胆な金融緩和」というカンフル注射によって30%もの円安が起こり、一部の輸出企業は儲かりますが、過剰生産と内需停滞が解消されない下に投下された資金は、生産よりも投機に回り、一方で輸入製品の高騰・物価高で国民生活、内需産業を直撃しています。

また、「機動的な財政出動」は、消費税増税を当てにした公共事業のバラマキです。

そして「成長戦略」は、「世界で一番企業が活動しやすい国づくり」と称する国家戦略特区法や産業競争力強化法に見るように、大企業のための一層の規制改革や減税策を打つ一方、安上がりな労働力づくりに向けて、どんな仕事でもずっと派遣労働者を使い続ける派遣労働法改悪や労働者を解雇し易くする限定正社員制度などを目論んでいます。

ですから、アベノミクスは、さらなる国民生活や雇用の破壊と格差拡大、一層の財政危機、それが増税や社会保障の改悪に連動するアベノリスクとなる公算が大なのです。

そもそも15年に及ぶデフレ病は自民党政治の責任で、①1997年から平均で59万円も下がった賃金、②2042万人（全勤労者の38.2%）に上る非正規雇用の増大、③消費低迷による企業間の低価格競争激化などが原因ですから、その処方箋は積極的賃上げ、非正規の正規・安定雇用化、時給1000円以上の最低賃金実現と中小企業支援策などによって国民の所得増を図り、個人消費と内需拡大を実現することです。

安倍首相は経済界に賃上げをと言っていますが、それが本気なら、政府自らが最低賃金引き上げや下請け取引適正化の強化、公契約法の制定に取り組むことこそが、「政治の役割」です。

特に、職を求める若者の2人に1人が非正規の仕事しかなく、結婚もできず子どもを産み育てることもできない雇用の劣化は政治災害であり、その改善こそが急務であることを訴え、質問に入ります。

質問の第一点目は、今後の地方財政計画、地方交付税制度の在り方についてであります。

2014年度地方財政計画は、自治体の裁量が拡大するような財源保障は図られていませんが、金額ベースで見れば、一般財源総額は、おおむね確保できたと判断できます。

しかし、2015年度以降も、地方交付税総額、一般財源総額が安定的に確保できるのか不透明な状況が続きます。

2014年度は別枠加算が3,800億円削減され、今後もこの動きが進んでいく方向です。

また、法人税実効税率の引き下げの問題は、法人税の総額の34%が地方交付税となっており、その原資が減少すれば、確実に地方交付税も減少します。また、地方税である法人住民税と法人事業税も減少すれば、一般財源に影響してきます。

さらに、今回の地方財政計画や近年の地方財政対策を見ると、かつてない難題に直面しており、今後の地方財政に大きな転換をもたらしかねない問題点も含んでいます。

地方交付税はその法律や制度の成り立ちに返れば、法令による義務付けのいかに関わらず、多くの自治体において行われている行政、すなわち普遍的な（標準的な）行政を行う上で必要な財源を確保することが目的です。しかも、国が交付する財源でありながら、その用途を制限することを禁止し、国の関与をできる限り排除し地方自治を尊重することを条件としています。

今日、この原点が見失われつつあるように思えます。

1つ目は、地方交付税制度に国の政策誘導やインセンティブ算定の強化がなされてきて、だんだんと国庫補助金化している点です。2013年度の地域の元気づくり推進費の交付税の算定方法に過去の行革実績を算定に反映するなど、地方交付税制度の本質を見失った政策が横行しています。行革努力を交付税算定に採用するのは、行革により行政需要を減らした実績を財政需要としてみるということです。行政需要が減れば財政需要も減るわけですが、減った行政需要を財政需要で見てあげるといふ、矛盾した算定であります。

2014年度においても、地域の元気創造事業費の交付税算定方法に今年度の職員給与削減や地域経済活性化の成果を反映して配分しようとしています。

現在は、この部分の交付税配分に対する影響は限定的なものであります。

しかし、地方自治体がこれを過大に受け止めて行革を進めれば、中長期的には地方全体

の財政需要は縮小し、地方交付税の縮減を自ら招くことにつながるでしょう。

2つ目は、何と云っても、法人住民税の「国税化」・「地方交付税原資化」です。

このことは、自治体の課税自主権の侵害にあたります。

確かに、地方法人二税の地域間格差が5.7倍あり、地方税の中で最も格差が大きいことは理解できますが、現在でも地方の財源不足が10兆6000億円もあり、そのうち5兆6000億円が臨時財政対策債という赤字地方債で補填している現状において、まず、国と地方の歳出割合42対58に近づけるために、国税対地方税が1対1になるように税源移譲を行うことが優先されるべきであると考えます。

例えば、所得税の税率5%分を個人住民税に組み入れ、個人住民税率15%とすることや地方消費税のウェートを高めることなどを検討すべきと考えます。

今回も、せめて国税と地方税の「税源交換」でなければなりません。

安易に自治体間での税源偏在是正措置を求めると、国が本来果たすべき地方財政の財源保障をないがしろにしたまま、地域の格差是正だけの議論で地方税源が国税化・地方交付税原資化され、一方で別枠加算の廃止により地方交付税総額が減らされれば、実質的に地方税を活用した国の赤字の解消という、国の思うツボにはまってしまう恐れがあります。地方交付税制度は、自治体間の財源の不均衡を調整する垂直的財政調整の機能とともに、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう、つまり、ナショナルミニマムを実現するための財源保障機能を持つものですが、この間、総務省、財務省の間では、テクニク論に終始し、地方交付税制度が本来果たすべき財源保障機能が見失われつつあります。

きちんと税源移譲が行われた後、又は同時並行的に都市部と地方間での格差是正のため、自治体間で協議しながら水平的調整を行うべきです。

今回、東京都の猪瀬前知事の金銭問題による混乱から都市部の自治体からの反対論が途切れ、取られる側の自治体が全体の中では少数派ゆえに地方側の合意形成抜きに総務省が押し切ったと言えます。

しかし、このことは、都市部と地方間での潜在的なわだかまりを解消しないまま、制度化を押し進めることになり、地方交付税制度による財政調整をめぐる自治体間対立を掘り起こす懸念があります。

財政調整という仕組みを調整する主体が、国であれ、自治体間であれ、一方の自治体の財源の上がりやを他の自治体に移転することになるわけで、これを成立させるためには自治体間の連帯の意識が不可欠であります。今後、全国知事会をはじめとする地方6団体の団結が保たれるのか危惧するものです。

地方法人税という国税の導入をきっかけに、今後自治体間の分捕り合戦が拡大されれば、確実に地方の連帯性は失われ、地方税源の国税化を通じて中央集権が再び強まり、地方自治、地方分権は過去のものとなる恐れがあります。地方自治体は、自分の所の自治体が得

か損かの議論ではなくして、地方交付税制度の原点に返って財源保障の意味を問い直すべきであると考えますが、今後の地方財政計画、地方交付税制度の在り方について、知事のご見識をお伺いします。

(浜田知事答弁)

社会民主党・県民連合代表 三野議員の御質問にお答えいたします。

まず、今後の地方財政計画、地方交付税制度のあり方についてであります。

私は、かねてより地方交付税を補助金的に政策誘導に用いるべきではないと考えておりますが、御指摘の地方交付税の算定において、行革努力を反映することは、財源不足を減らした地方公共団体に、より多くの地方交付税を配分することとなるため、地方交付税が本来果たすべき財源保障機能の観点から、安易に拡大されることには問題があるものと認識しております。

また、法人住民税の一部交付税原資化については、実際に影響が生じるのは、平成27年度以降であります。同時に地方交付税の別枠加算をさらに減額して、地方税を活用した国の赤字の解消が行われるようなことがないよう、国に対して強く求めたいと考えております。

さらに、地方分権の推進の観点からは、地方税の充実強化が基本であり、そのためにも、偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を図ることが重要であります。

地方税制における税源偏在の是正方策等については、私も委員である全国知事会の地方税財政常任委員会に設置した「地方税財政制度研究会」が昨年9月に取りまとめた報告書においても、早期に実施すべき改革として、「偏在性の大きい地方法人課税を交付税原資に、偏在性の小さい消費税(交付税原資分)を地方消費税にする税源交換を検討すべきである」としており、基本的には、その方向で進めるべきと認識しております。

また、地方公共団体間の財政調整が、都市圏と地方圏の争いに矮小化されることのないよう、全国知事会等において、地方消費税の充実や国税との税源交換、さらには、地方税の一部を地方の共通課題のための共通財源と位置づけ調整する地方共同税など、幅広く検討すべきと認識しております。

いずれにいたしましても、税源に乏しい地方公共団体においても、必要不可欠な住民サービスが提供できるようにするためには、地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映し、地方の一般財源総額を確保するとともに、地方交付税制度が有する財源保障機能と財源調整機能が十分に発揮されなければならないと考えております。

質問の第二点目は、地元大学の魅力の向上についてです。

私は、県政の優先課題として人口減少対策に取り組まなければならないと認識しております。平成22年の国勢調査では、平成17年の国勢調査と比較して人口が増加したのは、9都府県に止まっており、本県は100万人を割り込み（995,842人）、約1万6千人余の減少で、増減率にして1.6%の減少となっています。人口増加を目標にすることは、難しいにしても、少しでもこの流れに歯止めをかけるためにも、総合的な対策が必要ではないかと考えております。

このような中、先の11月議会の総務委員会で、政策部長から、本県の年齢別人口構成の特徴として、20歳前後で大きな谷間があり、これは、高校卒業後多くの学生が県外大学に進学する背景が少なからずとも影響しているのではないかと、また、平成11年と平成24年の学生数の比較をすると2,800人減少しているとの答弁がありました。そのデータを見てみますと、本県の大学生数の減少率は、全国ワースト1でありました。

学校基本調査を詳しくみてみますと、本県の大学生の転出入は、毎年2千人以上の転出超過となっており、また、短期大学も同様に毎年100人以上の転出超過の状況が続いています。

そのため、県外に転出した若者に対するUターン就職支援、また、本県内の大学に進学した県外出身の学生への本県内への就職支援は、本県にとっては、大変重要な施策ではないかと考えます。

本県内の学生数の減少は、少子化ということが一番に想像されますが、頂いた平成11年と平成24年の学生数の比較を全国的にみますと、減少しているのは17府県だけで、全国30都道府県で学生が増加している状況にあります。四国でも、高知と徳島県が増加しています。

これは、本県の県内進学率（16.3% 全国42位）が低いということもありますが、その大きな要因は、県外からの転入者の減少であります。学生数の減少は、不動産、消費活動などに影響を与え、学生の転出超過の状態は、仕送りなどによるお金の県外移転により、少なからずとも経済的にはマイナスと考えます。

この問題は、基本的には大学側が考えるべきことではありますが、高等教育機関としての大学の存在は、県にとっても人や知識などが集積する重要な拠点機能の一つであります。

地域間競争が激しさを増す中、大学生においても、本州に吸い上げられる、ストロー現象が起きているのではないのでしょうか。

県としても、大学側だけの問題とせず、本県の拠点性の確保の観点から魅力ある大学づくりを考えていくべきではないのでしょうか。

現在、県は、香川大学とは、平成14年に包括連携協定を締結し、希少糖の研究開発をはじめ、さまざまな分野で取組みが進められております。また、四国学院大学とは昨年10月に包括連携協定を締結し、今後、さらに取組みを進めていこうとしているようであります。

私は、このような地元大学との連携が、本県産業の振興、優秀な人材の育成、若者の県内定着など、将来的には本県の成長につながっていくものと考えています。また、それが、魅力ある大学づくりにもつながり、大学自身の学生数の増加にもつながるものと考えます。

大学全入時代に、直ちに学生数を増やすことができるとは考えていません。まずは、大学連携を深めていく中で、県と大学が課題解決に向けて取り組んでいくべきと考えます。例えば、県内建設企業が望んでいる建設技術者確保の情報を大学との連携の中で効果的に情報発信したり、アート県として、芸術分野や映像分野の学部・学科を設けるなど、特色ある教育を地元大学に行ってもらうのも一つの方策ではないかと考えます。

知事は、「成長」をキーワードとしていますが、地元大学の成長も、本県の成長につながると考えます。

そこで、本県の学生数が大幅に減少している状況を踏まえ、県としても地元大学の魅力ある大学づくりに大学と連携して取り組んでいくべきと考えますが、知事にお伺いします。

また、学生にとっては卒業後の進路が大事であります。地元民間企業に地元大学出身者の採用枠を設けてもらえるよう大学と連携して働きかけたり、県職員の採用にUJIターン採用枠を取っているように、地元大学出身者の採用枠を設けるなど、県庁自らも検討すべき時期にきていると考えますが、いかがでしょうか。

(浜田知事答弁)

次は、地元大学の魅力の向上についてであります。

大学との連携は、県にとっては、大学の持つ資源を有効に活用し地域の課題解決などに役立つものであるとともに、大学にとっては、地域貢献により魅力を高めることにもつながるという、双方にとって大変有意義なものであると考えております。

このため、香川大学とは、平成14年に「学術・研究協力に関する協定書」を締結し、連絡会やさまざまな連携事業を行っており、今年度は、希少糖研究や糖尿病予防対策など

県政の重要施策について連携し取り組んでいるところであります。

また、昨年10月に包括連携協定を締結した四国学院大学とは、今年13日に初めての連絡会を開催し、今後の連携・協力を円滑に進めるための意見交換を行ったところであります。

今後とも、大学がこれまで以上に地域貢献活動を行い、大学の魅力を高め、将来的には、学生数の増加につながるよう、より一層大学との連携を深めるとともに、私自身、各大学のトップと意見交換を重ねてまいりたいと考えております。

次に、地元民間企業に地元大学出身者の採用枠を設けることを働きかけることにつきましては、現在、県主催による地元大学のキャリアセンターの職員と県内企業の採用担当者との就職情報交換会を定期的で開催するなど、地元大学出身者の採用の拡大に努めているところであります。

地元大学出身者の採用枠を設けるよう働きかけることは、難しい面もありますが、今後とも、地元大学と連携し、より多くの学生が県内企業に就職できるよう、鋭意努めてまいります。

また、県職員の採用に地元大学出身者の採用枠を設けることにつきましては、平等取扱の原則等を定めた地方公務員法の趣旨を踏まえると、困難ではありますが、大学主催の就職説明会に職員を派遣し、県の政策や県職員の魅力などを直接、学生に訴えかけるとともに、香川県庁インターンシップにも多くの学生を受け入れるなど、より一層、地元大学との連携を図ってまいります。

質問の第三点目は、医療難民・介護難民を出さない取り組みについてです。

2006年の医療制度改革で、当時の自公連立政権は、医療費適正化という名のもと、医療費抑制を図り、その一環として、平均在院日数の短縮化を進めました。

平均在院日数の短縮化をしなければ、診療報酬で病院の保険収入が大幅に減額され、病院が儲からない仕組みにしました。

一般病棟の入院基本料は、看護配置と平均在院日数に応じて料金が決められています。看護職員配置7対1以上で平均在院日数18日以内であれば、1566点という診療報酬です。10対1以上平均在院日数21日以内で1311点、13対1以上平均在院日数24日以内で1103点、15対1以上平均在院日数60日以内で945点です。

その上に、入院期間によって追加料金が上乗せされます。

入院期間が14日以内であれば、7対1以上の場合1566点の上にさらに450点を追加され、入院期間が15日～30日以内であれば192点追加されます。30日を超えれば追加はなしとなっています。

よって、急性期に特化した病院は、2週間以内に退院してもらえば、儲かるということです。そのことが、今日の一般病棟のうち、7対1以上の病床が全体の48%を占め、10対1以上が37%、併せて85%が平均在院日数18日以内、21日以内となっていることを見れば、回復期、慢性期に対応する病床が極端に少なくなってきた、受け入れの後方病院が不足しているという状況になっています。

さらに、この上に一般病棟に90日を超えて入院すると、939点という特定入院基本料に算定され、この939点には「単純撮影、創傷処置・酸素吸入・留置カテーテル・鼻腔栄養等厚生労働大臣が定める処置」が包括され、別に算定できないことになっています。さらに、入院基本等加算のうち看護配置加算、看護補助加算、後発医薬品使用体制加算も算定できないことになっています。よって、3か月を境にして、入院の保険点数が極端に下がる制度にして、後方病院においても患者の退院、転院を進めるという状況になっています。

さらに、慢性期の患者を受け入れる施設であった約13万床あった介護型療養病床を当時、廃止することを決めました。また、約25万床あった医療型療養病床も15万床に削減する方針を示しました。主に介護が必要な人が入院している病院には、交付金を支給するなどして、老人保健施設、ケアハウスなど介護施設への転換を促すことにしましたが、病院側は「医療が必要な患者の転院先探しが困難」「建物の改修が必要になる」などの理由から、なかなかうまく進みませんでした。

このため、従来の削減計画を凍結し、特に介護型療養病床は2010年末時点で8万床以上も残っていたため、2011年の通常国会で、廃止の期限を6年延期することを決めました。

このような制度改革によって、病院は患者を少しでも早く退院させようとし、病院を追い出された患者は行き場を失い、医療・介護難民が増えつつあります。

大病院においても、地域連携室を作って、病院・介護施設との連携を図っていると表向きは言っていますが、患者の家族が私共に相談が来る状況を見ていると、家族自ら探してくださいとよく言われると聞きますし、必ずしもうまく機能しているとは思えません。中には、無理やり老人ホームなどに入れており、老人ホームに入居すると同時に死亡するという例を何度も聞いております。

厚生労働省は、今後の医療制度改革に向け、病床機能を「高度急性期」「急性期」「回復期」「慢性期」の4つに区分し、各病院から都道府県に報告してもらい「病床機能報告制度」を導入することとしています。また、都道府県は、この報告をもとに機能区分ごとの必要病床数などを盛り込んだ「地域医療ビジョン」を策定することになるようですが、偏った

病床機能を改善し、さらには医療・介護難民が生じないようにするためには、医療機関を指導する立場にある県がリーダーシップを強力に発揮して地域の実情を十分に把握したビジョンを作り、偏った病院の病床機能の転換を促すなど、安心して治療・回復が図れる仕組みの構築を進めていくべきと考えます。

その中で、特に診療報酬との関係が機能区分に大きく影響すると考えます。いくら、県がバランス良く病院を機能別に分ける方向へ誘導しようとしても、個々の病院は自らの経営問題とリンクしていることから、そう簡単に機能別に分けることはできないと考えます。

そこで、国が進めようとしている医療制度改革について、国に対して診療報酬を含め、どのように要望していくつもりなのか、また、機能別病院をバランス良く配置できるように、どのように取り組むおつもりなのかお伺いします。

併せて、平成29年度まで廃止が延期されている介護療養病床、削減が計画されている医療療養病床と今後計画されている機能別病院の整理をどのように取り扱われようとしているのかお伺いします。

また、医療施設の機能分化ができて、介護施設や有料老人ホームへの受入体制が整備されなければなりません。

現在、低所得者向けの独居老人を受け入れる施設が不足していると言われていています。

そこで、香川県も特別養護老人ホームや老人保健施設について4人までの多床型を認めたことは実態に合っていると評価します。

しかし、低所得者で介護度1、2程度の独居老人向けの有料老人ホームが不足しています。

特養の入所待ちが多く、老健施設も一杯という状態である中、例えば、有料老人ホームも個室を原則としながら、部屋数の2割程度までは2人で利用することを認め、低所得者が入居できるように例外規定を設けるなどの対応が必要と考えますが、低所得者で介護度1、2程度の独居老人向けの施設整備について、どのように考えておられるか、お伺いします。

(浜田知事答弁)

次は、医療・介護分野での改革のうち、医療制度改革についてであります。

本年2月12日に国会に提出された「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」においては、高度急性期から在宅医療、介護までの一連のサービスを地域において総合的に確保するため、都道府県単位での「病床機能報告制度」の導入や「地域医療ビジョン」の策定などが盛り込まれ、偏った病床機能を改善し、医療機能の分化と連携を推進することとされております。

この法律案では、各都道府県が基金を設置する場合の新たな財政支援制度が法定化されるとともに、地域医療ビジョンの実効性を確保するための都道府県知事の権限強化策も規定されております。

また、今月12日に答申がなされた次期診療報酬改定においても、急性期病床で高い報酬が算定できる場合の要件を厳しくするなど、医療機能の分化と連携の促進や在宅医療の充実等の観点からの配慮がなされております。

こうした状況の中で、県としては、客観的基準による報告を踏まえた機能別病床の必要量の算定や病床の機能分化を推進するための診療報酬上のインセンティブの付与、補助金等の誘導策など、医療制度改革に伴う運用面での必要な措置について、全国知事会等と連携を図りながら、国との協議を十分に行ってまいりたいと考えております。

また、来年度から新たに、県医療政策アドバイザーなどの有識者をメンバーとする協議会を立ち上げ、地域医療ビジョンの策定に向けて、御指摘の点も含め、本県における医療機能のあり方など医療政策の方向性について検討を進めてまいります。

なお、介護療養病床や医療療養病床と機能別病院の整理については、平成29年度末の介護療養病床の廃止を前提として、医療機能別の必要病床数の将来推計などを行い、その地域にふさわしい医療・介護サービスの提供体制の構築を検討してまいります。

次に、低所得で介護度1、2程度の一人暮らし高齢者向けの施設整備についてであります。

一人暮らしの高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して生活を続けることができるためには、在宅サービスと施設サービスの役割分担やバランスを図りながら、計画的に施設の整備を進める必要があり、地域における住まいとして、有料老人ホームの活用も一方策であると考えております。

有料老人ホームの居室については、国の「有料老人ホームの設置運営標準指導指針」で床面積13平方メートル以上の個室と定められており、他の都道府県と同様に、本県においても、国の指針どおりの取扱いを行っております。

これは、有料老人ホームは、特別養護老人ホームと比較して共用スペースも限られており、一人当たりの面積が狭くなれば、ストレスを感じやすくなることや、プライバシーが

守られないといった課題があり、要介護度が軽度の高齢者の居住の場としてふさわしいものであるかどうかを考慮した取扱いであり、御提案の居室の2人利用については、特別養護老人ホームの4人部屋より1人当たり面積が狭くなると考えられ、部屋数の2割程度までの例外的な取扱いとしても、指針の変更については、慎重に考える必要があるのではないかと認識しております。

しかしながら、特別養護老人ホームが中・重度者に重点化されようとしている中で、低所得で要介護度1・2といった軽度の高齢者の住まいの確保は、重要な課題であると認識しておりますので、次期高齢者保健福祉計画の策定に当たっては、介護ニーズを的確に把握するとともに、特別養護老人ホームへの特例的な入所を認めることが適当であるとする、国の動向も注視しつつ、各市各町と十分に協議を行い、要介護者が必要な介護サービスを受けられるよう、適切に施設整備に取り組んでまいります。

質問の第四点目は、ハローワークの求人情報の活用についてです。

私は、就職支援や職業紹介は、地域の実情に詳しい自治体も参加できるようにして、単に職業紹介だけを行うのではなく、生活全般の相談や、さらには、職業訓練等、総合的な住民サービスの一環として行われるべきであると、これまで何度も本会議や経済委員会で訴えてまいりました。

県は2年前に就職サポートセンターを発足して、県自らが求人を開拓しながら「働く意欲と地域産業をつなぐ雇用対策の推進」に付帯する業務として無料職業紹介ができるようになり、一歩風穴をあけたわけですが、まだまだ補完的な役割しかできておらず、基本的には国のハローワークが職業紹介を主体的に担っています。

ところが、昨年12月20日に閣議決定された「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」において、地方自治体へハローワークの保有する求人情報のオンライン提供を積極的に進めることとされました。

そうなりますと、本県においても、年間10万件にも及ぶ新規求人の情報がサポートセンターでも活用できる情報として新たに付加されることとなります。

これは、私がこれまで主張してきた国・県・市が情報を共有して一緒にやっていくということ、そしてさらに県や市の企業助成や支援を絡ませて求人開拓を行っていくことや県内中小企業の求める人材の斡旋、ミスマッチの解消、今問題になっている生活保護受給者への就労支援や職業訓練を一体的な取り組みとして行える自治体主体の職業紹介のあるべき姿に一步近づくチャンスとなったと考えます。

先んじて実施している国と県がハローワークを一体的に運営する特区「ハローワーク佐賀」においても、若年者就労支援では、2012年10月1日の開始から1年間の実績が

前年1年間と比べ、利用者数が7.6%増の延べ1万4187人、正社員就職者数は15.7%増の987人となったという報道もなされました。

そこで、お伺いします。

提供される情報を効果的に活用するためには、その具体的な内容を把握することが第一歩であると思いますが、いつから、どのような情報が、どのような方法で提供されることになるのか、県が入手している独自の求人情報は国との共有はなされるのか、現時点での状況をお伺いします。

また、サポートセンターでの職業紹介機能の充実をはじめ、各種機関との連携など、県としてハローワークから提供される求人情報をどのように活用しようと考えているのか、お伺いします。

(浜田知事答弁)

次は、ハローワークの求人情報の活用についてであります。

これまで全国知事会等を通じ、国に対し地方への権限移譲等を求めてきた結果、昨年12月に「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」が閣議決定され、ハローワークの地方移管は実現していないものの、ハローワークの求人情報を地方公共団体にオンラインで提供することとされました。

提供される情報は、全国のハローワークが求職者に公開している求人案件のうち、求人事業主が提供に同意した案件について、求人票に記載された情報と同じデータを、インターネット回線で、加工可能な形式でダウンロードする方法により、本年9月1日から提供が開始されることとなっております。

なお、県が開拓した求人情報の国への提供については、求職者の就職活動の利便性を向上させる上で重要であることから、今後、香川労働局と協議してまいりたいと考えております。

県としては、新たに提供される、ハローワークが全国ネットワークを活かして集めた豊富な求人情報のうち、特に県内の求人情報が重要と考えており、県独自の求人ハローワークが有する県内の求人をあわせた多くの求人情報について、人材採用に関し豊富な知識と経験を持ったコーディネーターが、きめ細かなマッチング支援を行うなど、県就職サポートセンターの機能の充実を図ってまいります。

また、私としては、提供される求人情報を、県が行う様々な分野で活用したいと考えており、今後、高等技術学校の訓練生への就職支援や福祉など、幅広い分野での活用を具体的に検討してまいります。

今後とも、地方分権改革の推進を国に強く働きかけるとともに、その成果を住民に還元できるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

質問の第五点目は、耕作放棄地対策と集落維持に向けた取り組みについてです。

農業従事者の減少や高齢化、農産物価格の低迷など、農村では厳しい状況が続いており、その結果、耕作放棄地が年々増加しています。耕作放棄地の増加をそのまま放置すれば、営農や農村の生活環境に悪影響を与える恐れがあることから、早急な対策が求められています。

そのような農業・農村をめぐる現状において、米の生産調整の見直し、いわゆる減反廃止など、国は矢継ぎ早に農政の大きな改革を進めようとしています。

中でも、農地中間管理事業推進法が、昨年12月に公布され、この新しい法律に基づいて、香川県を含め各都道府県に1つずつ、農地中間管理機構、いわゆる農地集積バンクを創設することとなっています。

国は、農地中間管理機構が分散した農地や耕作放棄地予備軍を一旦借り上げ、まとまった農地を大規模な農家や農業に参入しようとする企業などに貸し付け、生産コストの低減につなげようとしています。国の描いた絵のように簡単にうまく行くとは思えません。

本県では、農地の貸し手がいても借り手がいないのが実態であり、耕作放棄地が増えている大きな要因は、地域内に農地の借り手がいないからであります。農村の高齢化の進行や、生産調整の見直しによって、さらに農地の貸し手が増加し、借り手が減少して、耕作放棄地が一層拡大する恐れがあります。農地中間管理機構の活用だけでは特効薬になりません。

結局、本県では、農地中間管理機構と併せて、それぞれの地域における将来を見通した話し合いが重要になるのではないかと考えます。

熊本大学の徳野貞雄教授は、同居家族とともに、家を出た子供の動向を併せて調べ、家系図を書く要領で図形化する「T型集落点検」という手法を実施しています。

T型集落点検は、集落（むら）を家族の集合体としてとらえる点に大きな特徴があります。かつ、その場合の家族を、その集落の中に今住んでいる人たち、すなわち住民基本台帳上の世帯だけでなく、今はここに住んではいないが、時々帰ってきたり、あるいは将来帰ってくる可能性のある人々にまで広げ、とらえていく。彼はそうした人々を、集落から他出した子供たち、すなわち「他出子」と呼び、他出子も家族の一員であり、集落の一員

であることを、集落に暮らす人たちに確かめさせ、そこから、集落の将来について考えさせていくという手法を取っています。

徳野教授は、農山村に住む者は、展望性はあまりないが地域の現状や閉塞感に嘆くのではなく、自分の地域をどうするか？ どういう風に幸せになっていくか？を真剣に考え、「T型集落点検」を行えば、自ずとやるべきことがわかり可能性がひらけると伝え、「農政は自分たちが作るという強い意志をもつこと」「赤の他人には集落を託すことは無理なのだから、本気になって他出子の誰を集落に帰すか、集落一丸となって取り組むしか農山村の担い手問題に未来はない」と提言されています。

平成24年度末現在で香川県内にある集落営農組織のうち約8割の136組織における構成員の平均年齢も66.9歳ということであり、後8年で後期高齢者になることから、現在ある集落営農組織を維持していくことも容易ではないと考えます。

そこで、地域の農地を地域でどのように維持していくかの合意形成を行うことが最も重要だと考えます。

熊本大学の徳野教授が提唱するT型集落点検活動などを参考にして、将来を見据えた今後の担い手の明確化と集積する農地の特定などの集落ごとの話し合い組織の活動を支援する取り組みが必要と考えますが、知事のご所見をお伺いします。

また、農地中間管理機構の事業と集落営農を組み合わせることも必要と考えますが、両事業の関係をどのように整理しようとしていくのか、併せてお伺いします。

(浜田知事答弁)

次は、耕作放棄地対策と集落維持に向けた取り組みについてであります。

米の生産調整の見直しなどにより、耕作放棄地のより一層の拡大が懸念される中、御指摘のとおり、集落の農地を維持するためには、農地をどのように活用していくか話し合いを進めるとともに、集落営農組織の育成を加速化する必要があると考えております。

このため、地域ぐるみで農地を守る集落営農組織の育成に向け、合意形成が図れるよう、農業改良普及センターが後継者の有無や農業機械の導入時期などのアンケート調査を実施し、その結果をもとに集落内での話し合いを促進しており、その話し合い組織の活動に対して支援を行っているところであります。

これに加えて、来年度においては、御指摘の観点を踏まえ、集落内において貸付けを希望する農地を特定し、その農地を集積する担い手を明確化した農地集積計画を作成するための話し合いを自主的に行う組織に対して、新たに県単独で助成してまいりたいと考えております。

また、集落営農の推進役となるリーダーを対象に、合意形成に必要な知識や手順などを講習する集落営農塾を新たに農業大学校で開講することとしており、御提言の「T型集落点検」については、集落営農組織の後継者育成に期待できることから、この塾での具体的なカリキュラムの編成に当たり、検討してまいります。

さらには、来年度、創設する農地中間管理機構を活用し、集落営農にも農地集積を積極的に図るため、新たな県単独施策として、機構を通じて、農地を借り受けた集落営農組織に対して助成してまいりたいと考えております。

また、農地の受け手となる担い手が少ない地域にあっては、農地中間管理機構に配置する農地集積専門員の業務として、関係機関・団体と連携しながら、集落営農などの担い手の掘起し活動を行ってまいります。

今後、こうした取組みにより、集落内の話し合いを活発化するとともに、農地中間管理機構を積極的に活用して集落営農組織の育成を加速化させ、集落の農地の維持に努めてまいります。

質問の第六点目は、地方教育行政の在り方についてです。

昨年12月13日に、中央教育審議会は「今後の地方教育行政の在り方について」の答申を行いました。

教育委員会制度の在り方について、首長を教育行政の執行機関、教育長を首長の補助機関、教育委員会を首長の特別な附属機関とする改革案を提言しています。一方、答申の中で改革案とは別に、教育委員会を執行機関として残す案を「支持する強い意見もあった」として記載されています。

その後、教育長と教育委員長を兼務する新たな常勤ポスト「代表教育委員（仮称）」を創設して責任体制を明確化する改革案も検討されています。

戦前の反省に立って、教育が「不当な支配に服することなく」その自主性を保障し中立性を確保するために、合議制の執行機関である教育委員会制度が創設されました。また、「本来人間の内面的価値に関する文化的な営みとして、党派的な政治的観念や利害によって支配されるべきでない教育」とする最高裁の判決もあります。教育は、政治的党派性のある独任の首長から独立して、一個人の価値判断で決定するのではなく、多様な意見や立場を集約した合議制によって方針決定することが重要であります。

合議制の教育委員会の指揮監督の下に、教育長が教育委員会の職務権限に属する事務を

掌るというシステムによって、教育行政が行われるのが制度本来の趣旨です。しかし、今日多くの教育委員会は、住民や学校現場の声が届きにくく、国や行政の意向を押しつける、権力的で硬直したものになっていきました。この間のいじめ事件でも隠蔽を含む「組織防衛的」対応が国民の厳しい批判を受けましたが、これは教育長をはじめとする教育委員会事務局を中心とした組織の問題です。ここにメスを入れるべきであるところを、知事部局に横滑りさせて権限を強化し、チェック機関であるはずの合議制の教育委員会を附属機関に格下げするような案ではいじめや体罰問題の解決は望むべくもありません。

大津市におけるいじめに関する第三者調査委員会報告においても、「重要なことは、教育長以下の事務局の独走をチェックすることであり、その一翼を担う存在として教育委員の存在は決して小さいものではないはず」と指摘されているところでもあります。

教育委員会が国民の信頼を失い、改革を求められている今日の状況は、強固な縦割り行政のため、地域的問題に対する鋭い感応力と責任を失い、上意下達的な中央集権型の教育行政により作り出されたものではないでしょうか。しかしながら今回の答申の方向性は、教育委員会への国民の批判を逆手にとり、教育行政をより中央集権的にしようとするものです。

たとえば教育委員会の意思決定を担う教育委員の合議が形骸化しているからと、教育長に権限を集中させようとしています。しかし教育委員の合議は時に首長・教育長の暴走を食い止める役割を果たします。

教育制度分科会の審議では、複数の首長委員から、4年ごとに選挙がある首長には短期の成果を求めたり、有権者の歓心を得るためのパフォーマンスをとる傾向があること、そのことは、政治的中立性・継続性・安定性が求められる教育行政には望ましくないことなどが指摘されました。

現在でも、教育予算や教育条例案の提案権をもつ首長の理解と支援がなければ、積極的な教育環境の整備施策もままならず、教育長を含めた教育委員の任免権を持つ首長の意向を無視した教育行政は成り立ちません。これ以上首長の教育行政上の権限を強める案では、教育の政治的中立性・継続性・安定性を守り維持することはできません。

現在の教育委員会制度の問題点は、教育委員会が地域住民に直接責任を負った、子ども・教職員・地域住民に開かれた自治的・専門的な教育行政機関としての組織・権限を十分に持っていないことにあります。いま必要なのは、統制重視の教育行政を抜本的に改めることです。子どもの学び・成長する権利を支え、現場の声に耳を傾け、住民の願いが教育に活かされるような分権型の民主主義的な教育委員会の制度設計と、その役割を發揮できるだけの権限を与えることが必要だと考えますが、答申を受けての知事と教育委員長のご所見をお伺いします。

(浜田知事答弁)

最後は、地方教育行政のあり方についてであります。

昨年12月に、国の中央教育審議会が行った、「今後の地方教育行政の在り方について」の答申では、教育長を首長の補助機関とし、首長が教育長を直接任免すること、教育長を教育に関する事務執行の責任者とするが、教育長は首長が定める大綱的な方針に基づいて事務を執行すること、教育委員会を首長の附属機関とし大綱的方针等について審議することなどを内容とする改革案が示されました。

一方、この改革案について、首長の影響力が強くなり過ぎるおそれがあるとの立場から、教育委員会を性格を改めた上で、執行機関として存続させるとともに、教育長を現行どおり教育委員会の補助機関とすることなどを内容とする別案も併記されました。

その後、教育長と教育委員長を兼務する「代表教育委員（仮称）」を創設する案も検討されております。

現行制度の下、県教育委員会は、独立した権限を持つ教育行政の執行機関として、各般にわたる課題について専門的見地から十分に議論し、的確に対応していると認識しておりますが、地方行政において最も重要な課題の一つが教育であり、私としては、選挙で選ばれた首長が主体的に関わっていくことができる制度が民主的であり、望ましいと考えております。

また、最終的な責任者は首長としつつ、首長と教育長又は教育委員会双方が責任を持ち、子どもと向き合う現場の声や住民の意向を反映した、よりよい教育を目指し努力すべきであると考えております。

併せて、地方分権を推進する観点から、国の関与は最小限のものとすべきであると考えております。

(藤村教育委員長答弁)

社会民主党・県民連合代表 三野議員の地方教育行政のあり方についての御質問にお答えいたします。

教育委員会制度は、昭和23年の創設から65年が経過し、この間、様々な課題が指摘され、数回の制度改正を経ながら、現在に至っております。

今回、制度の見直しが行われている背景には、「教育行政の権限と責任の所在が不明確なのではないか」、また、「教育委員会の審議が形骸化しているのではないか」、さらには、「教育現場での様々な問題に的確で速やかな対応ができていないのではないか」といった点などが指摘されていることがあると考えております。

現在、国においては、中央教育審議会の「今後の地方教育行政の在り方」の答申を受け、見直し案の検討が進められており、その中で様々な意見があることは承知しておりますが、本県では、教育委員会での審議にあたっては、事務局に詳細な説明を求めながら、十分な時間をかけて議論を深めるほか、学校訪問や教員研修などにおいて、直接教員から意見を聞くとともに、地域教育行政懇談会を開催し、保護者や市町の教育委員と意見交換を行うなど、学校現場や県民の声が教育行政に、より反映できるよう努めているところであります。

いずれにしても、教育委員会制度の見直しに当たっては、教育行政の第一の目的である教育の充実につながるものが重要であり、私としては、国と地方、また、首長と教育委員会がそれぞれ責任を果たしつつ、より良い教育を目指すことができる制度を設計することが大切ではないかと考えております。

質問の第七点目は、犯罪を起こさせない警察体制づくりについてです。

今日、社会や地域における規範遵守意識や秩序維持機能が低下しつつある一方で、犯罪を助長、容認化する手段等が増えたことなどもあり、女性・子ども・高齢者など、社会的弱者を取り巻く犯罪環境は著しく変化しています。

こうした現状を勘案し、今後における警察の治安維持活動は、画一的とならず、今まで以上に柔軟で多様な対策を執らなければなりません。

例えば、ストーカーや配偶者暴力など、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案については、重大事件に発展するおそれが高く、警察が加害者を逮捕し、社会から隔離しても女性被害者に対する執着心を持ったまま、加害者が社会に戻ってくることも予想されます。

また、この種の事案の中には、法に触れないものもあるだろうし、行為者が元交際相手や元配偶者であることから、女性の被害者等に対しては、その危険性や対応方法について分かりやすく説明するとともに、実効ある早期の対策を推進することが求められています。

そして、警察が関与していることを行為者に知らしめることが、効果的である場合も少なくないことから、行為者に対しても積極的な対応が必要であると考えます。

加えて、犯罪者を生む土壌をつくらないためにも、社会全体での取り組みが必要であり、社会的弱者が被害に遭わないための自衛意識向上に向けた情報提供や防犯教育、自治体等との連携による広報啓発活動も恒常的に推進していかなければなりません。

被害者にとって、犯罪やトラブルに巻き込まれることは多大な負担で、実際に負った傷だけでなく、心身の疲労や不安も非常に大きいわけです。

こうした状況の中で、警察と関わったとき、被害者の心情等に配慮した警察官がいる警察であれば、被害者は安心するのではないのでしょうか。そして、的確な対策を講じていくことができる警察組織であれば、「県民の期待と信頼に応える力強い警察」として頼りにされるのではないのでしょうか。

香川県警察では、今年の活動重点を「県民の期待と信頼に応える力強い警察」、～安全・安心を実感できる香川を目指して～などとその方向性を示していますが、県民は統計上の数字的な向上のみならず、真に生活に身近なところでの安心の確保、不安感の解消という実感を求めていると考えます。

警察が、強く優しい存在として多くの人々に信頼され、かつ、警察官一人ひとりが、その能力を十分に発揮できる環境づくりを、今まで以上に推進し、組織全体での力を質的に強化することができれば、より安全安心な社会の実現や体感治安の向上にもつながると考えますが、こうしたことに向けた具体的な取り組みや考え方について、警察本部長にお伺いしまして、社会民主党・県民連合を代表しての質問を終わります。

（筋警察本部長答弁）

社会民主党・県民連合代表三野議員の警察行政についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、女性、子供、高齢者が被害に遭う身近な犯罪に対しては、県民誰もが不安を感じているところであり、県警察では、この種犯罪の抑止に向け、重点的に取り組んでいるところであります。

ストーカー事案や配偶者からの暴力事案に対しては、昨年 12 月、警察本部において、ストーカー対策係の増強等を行うなど、警察署への指導・支援体制を強化するとともに、各警察署においても統括責任者等を指定し、事案の危険性・切迫性をよりの確に判断するための体制を確立したところであります。

県警察では、被害者等の生命・身体の安全を第一に、危険な兆候を早期に把握し、被害者の保護、行為者に対する検挙等を行うなど、この種事案への対処に万全を期してまいります。

また、地域住民の防犯意識の高揚等を図るため、犯罪情報を適時適切に提供するとともに、自治体や関係機関等と連携した各種防犯教室の充実を図るなど、地域の防犯力の向上に努めてまいります。

犯罪被害者等の心情に配慮した支援活動については、警察本部広聴・被害者支援課を中心に、被害者支援連絡協議会、被害者支援センターかがわ等の関係機関・団体等と連携し、犯罪被害者等からの各種相談への適切な対応やカウンセリングを通じた心のケア、刑事手続・捜査状況の説明、公判廷等への付き添いなど、その心情や要望に沿ったきめ細やかな支援を引き続き推進してまいります。

これらに加えて、警察官一人ひとりがその能力を十分発揮できるよう、若手警察官に対する実戦的訓練や中堅幹部の指揮能力向上のための取組を推進してまいります。

県警察としては、警察機能の最大限の発揮に向け、これらの取組等を着実に進めながら、県民の期待と信頼に応える力強い警察の確立を図ってまいります。